

令和8年度 園芸振興助成事業実施要領

1. 目 的

新規栽培者や後継者を支援し、園芸品目全般に亘る面積の拡大やＪＡ会津よつばブランドの確立により、更なる園芸作物の振興と農業所得向上を目指すとともに、原発事故に伴う風評被害と物価高騰による生産意欲の低下を抑え、安定した農業経営を確立することを目的とする。

2. 対 象 期 間 令和8年3月1日 ～ 令和9年2月末日

3. 総 事 業 費 200,000千円以内

4. 助 成 額 40,000千円以内

5. 支 援 内 容 (1) 簡易パイプハウス及びかん水設備の導入支援（施工費を除く）
(2) 種苗・球根・苗木の導入支援
(3) 難防除対策が必要な作物への防除指定薬剤購入費の支援

6. 支 援 要 件

項目ごとに下記要件をすべて満たすこと。

- (1) 当ＪＡの組合員であること。
- (2) 販売を目的とした園芸作物であり、当ＪＡからの購入品であること。
- (3) 新規栽培者は10a以上、既存栽培者は規模拡大3a以上の施設面積及び栽培面積であること。
※団体申請の場合であっても受益者それぞれが支援要件を満たしていること。

7. 助 成 基 準

- (1) 簡易パイプハウス及びかん水設備の導入支援（施工費を除く）
新規栽培者・露地からの転換は20%以内、規模拡大については10%以内とする。
- (2) 種苗・球根・苗木の導入支援
新規栽培者のみ10%以内とする。
但し、(1)、(2)については、会津野菜館や選果場の一部利用で5%、全量利用で20%上乗せ、第三者団体認証GAP取得の場合20%上乗せ、アスパラガス産地復興特別支援は10%上乗せ、花き全品目対象20%上乗せ、園芸ギガ団地形成の場合10%上乗せとする。
- (3) 難防除対策が必要な作物への防除指定薬剤購入費の支援
アスパラガス・きゅうり・トルコギキョウ土壌病害・モモせん孔細菌病の指定薬剤購入費の50%以内とする。但し、モモせん孔細菌病については、追加防除分のみを対象とする。
- (4) 国や福島県からの補助金を含め、事業費の70%を上限とする。但し、市町村の補助金は除く。
市町村からの補助金がある場合は、国や福島県からの補助金と合わせ、事業費の80%を上限とする。
但し、国や福島県からの補助金がない場合は事業費の70%を上限とする。
- (5) 年間助成額を超える申請の場合は、助成率を引き下げることにする。
- (6) 助成金は1,000円未満を切り捨てる。
- (7) 事業年度毎に3月1日以降実施分から該当とする。但し、助成金は年間予算の範囲内とする。

8. 申 請 時 期 通常募集は令和8年4月末日を期限とし、追加募集は令和8年9月末日を期限とする。
但し、追加募集に関する要領は変更せず、疑義ある場合には代表理事組合長一任とする。

9. 助成金支払日 事業完了後の月末締め翌月支払とする。

附 則 この要領は、令和8年3月1日から施行する。

2. この要領は、令和8年7月28日より改正する。

JA会津よつば 農業関連助成事業内容

(事業年度：令和8年3月1日～令和9年2月末日)

事 業 名	園 芸 振 興 助 成 事 業		
支 援 要 件	当 J A の組合員であり、販売を目的とした園芸作物であり、当 J A からの購入品であること。 当事業による受益面積が新規栽培者は 1 0 a 以上、既存栽培者は規模拡大 3 a 以上の施設面積及び栽培面積であること。(難防除対策は除く。) ※団体申請の場合であっても受益者それぞれが支援要件を満たしていること。		
対 象 作 物	園 芸 振 興 作 物		難防除対策が必要な作物
支 援 内 容	簡易パイプハウス 及び、 かん水設備の導入支援 (どちらも施工費を除く) ※井戸掘りは対象外	種苗・球根・苗木導入支援 ※品目別栽培暦に定める定植 基準本数を下回る場合は対象 外とする。	アスパラガス・きゅうり・トルコギキ ョウ土壌病害、モモせん孔細菌病の防 除指定薬剤購入費の支援 ○モモは追加防除分のみ対象 ※第 4 回目防除分
助 成 率	新規栽培者・露地から転換	新規栽培者	指定薬剤購入費の 5 0 % 以内
	購入費の 2 0 % 以内	購入費の 1 0 % 以内	
	規模拡大	規模拡大	
	購入費の 1 0 % 以内	該当なし	
	・会津野菜館・選果場の一部利用 5 %、全量利用 2 0 % 上乘せ ・第三者団体認証 G A P 取得の場合 2 0 % 上乘せ ・アスパラガス産地復興特別支援 1 0 % 上乘せ ・花き全品目対象 2 0 % 上乘せ ・園芸ギガ団地形成の場合 1 0 % 上乘せ		
提 出 書 類	事業開始前 (様式 1・様式 1-1)		